

災害時における廃棄物の収集運搬の支援に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と熊本県清掃事業協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における廃棄物の収集運搬に係る支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熊本県内における災害発生時、生活環境の保全及び速やかな復旧のために、乙が、自己の有する経験及び機動力を生かして災害廃棄物の収集運搬を迅速かつ適正に支援する場合の必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

（2）災害廃棄物

災害発生直後、一時的に大量に発生する生活ごみ、避難所ごみ及び片付けごみ（しみじみ）（屎及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（連絡窓口）

第3条 この協定に係る甲及び乙の連絡の窓口は次のとおりとする。

- （1）甲の連絡窓口：熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
- （2）乙の連絡窓口：熊本県清掃事業協議会事務局

（平常時の連携）

第4条 乙は、平常時の対応として、甲及び熊本県内の市町村（以下「市町村」という。）と連携し、災害廃棄物の収集運搬について協議、情報提供等を行うものとする。

（支援の要請手続）

第5条 甲は、市町村からの要請に基づき、乙に対して災害廃棄物の収集運搬に関し支援を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに甲に協力するものとする。
- 3 第1項の要請は、甲が文書で乙に通知する。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（支援の内容等）

第6条 乙は、前条第1項の要請があったときは、市町村からの要請内容に応じ、可能な限り災害廃棄物の収集運搬を実施するものとする。

- 2 前項の支援にあたり、乙は、周囲の生活環境に支障を生じないよう十分に配慮するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、乙の支援が円滑に行われるよう、乙に県内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の収集運搬に関し、協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第6条第1項に基づき災害廃棄物の収集運搬を実施したときは、次に掲げる事項を文書により、甲及び要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬を実施した時期、場所、業者、種類、および状況
- (2) 災害廃棄物の収集運搬に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第9条 乙が、第6条第1項に基づき実施した災害廃棄物の収集運搬に要した費用については、乙と市町村で協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第10条 乙が、第6条第1項に基づき実施した災害廃棄物の収集運搬により生じた損害補償については、乙と市町村で協議するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な細目は、乙と市町村で協議して定めるものとする。

(その他協議)

第12条 この協定に定めるものほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本県山鹿市鍋田1507-1

熊本県清掃事業協議会

会長 西原治雄

